

予納郵便切手の組合せ

熊本地方裁判所 令和5年10月～

第1 訴状添付の郵便切手

		原告・被告各1名 (基本) 合計 6060円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2342円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	6	
	84円	10	+2
	50円	5	+2
	20円	10	+2
	10円	10	+2
	5円	10	+2
2円	10	+2	

- ★ 原告ら代理人が受任している場合、原告側の加算は必要ありません。
 ※ 郵便料を予納金で納付される場合(電子納付含む)の金額は従前のとおりです。
 (基本6000円。加算1名につき2000円)

第2 労働審判申立書添付の郵便切手

		当事者各1名 合計 2500円
郵便切手 の内訳	額面	枚数
	500円	3
	100円	6
	84円	2
	20円	6
	10円	6
	5円	6
	2円	11

第3 福岡高等裁判所あての控訴状添付の郵便切手

		当事者各1名 (基本) 合計 6500円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2500円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	8	+2
	84円	10	+3
	50円	8	
	20円	12	
	10円	20	+4
	2円	10	+4

- ★ 控訴人ら代理人が受任している場合、控訴人側の加算は必要ありません。

第4 福岡高等裁判所あての抗告状添付の郵便切手

		当事者各1名 (基本) 合計 3000円	当事者複数の場合 ★ 加算 +1400円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	4	+2
	100円	4	+2
	84円	4	+1
	50円	2	+1
	20円	2	+1
	10円	10	+4
2円	12	+3	

★ 抗告人ら代理人が受任している場合、抗告人側の加算は必要ありません。

予納郵便切手及び申立手数料①

熊本地裁保全係 令和5年10月

1 予納郵便切手

(1) 不動産仮差押, 不動産処分禁止仮処分

送付送達先	郵券	郵券組合せ例 (債権者・債務者各1名 ・登記所1ヶ所)		当事者複数 の場合	登記所複数 の場合
		券種	枚数		
債権者1名	1204円 (郵送希望の場合)			加算枚数	加算枚数
債務者1名	1204円	500円	6	2	2
登記所1ヶ所	1148円	100円	4	2	
(内訳)	送付用574円 返送用574円	50円	2		2
		20円	2		2
		2円	8	2	4
合計	3,556円	合計	3556円	1204円	1148円

※仮差押の登録免許税(収入印紙額)は申立後に算定します

(2) 債権仮差押

送付送達先	郵券	郵券組合せ例 (債権者・債務者・ 第三債務者各1名)		当事者複数 の場合	第三債務者 複数の場合
		券種	枚数		
債権者1名	1204円 (郵送希望の場合)			加算枚数	加算枚数
債務者1名	1204円	500円	6	2	2
第三債務者1名	1418円	100円	6	2	2
(内訳)	特別送達1250円	84円	2		2
	陳述書返送用(債権者)84円	50円	1		1
	陳述書返送用(裁判所)84円	2円	4	2	
合計	3,826円	合計	3826円	1204円	1418円

(3) 不動産占有移転禁止仮処分

送付送達先	郵券	郵券組合せ例 (債権者・債務者各1名)		当事者複数 の場合
		券種	枚数	
債権者1名	1204円(郵送希望の場合)			加算枚数
債務者1名	1204円	500円	4	2
		100円	4	2
		2円	4	2
合計	2,408円	合計	2408円	1204円

2 申立手数料(収入印紙額)

(1) 申立て個数1件につき2000円 (債権者と債務者が各1名の場合)

(2) 当事者が複数の場合には、多い方の当事者の人数に2000円を乗じた金額となります。
例: 債権者2人, 債務者4人の場合は、2000円×4人=8000円となります。

予納郵便切手及び申立手数料②

保全事件の担保取消および取下

熊本地方裁判所 令和5年10月

手続	種類	必要書類及び収入印紙	切手
保全事件の取下 (下記担保取消3の場合は必須)		<input type="checkbox"/> 取下書、取り下書副本は下欄のとおり (取下書は当事者目録、物件目録(不動産の場合)を合綴したもの) <input type="checkbox"/> 法人の場合は登記事項証明書	84円×(債務者数)
	<input type="checkbox"/> 不動産仮差押 <input type="checkbox"/> 処分禁止仮処分	<input type="checkbox"/> 取下書副本 × 債務者の数 <input type="checkbox"/> 登記権利者義務者目録、物件目録各1通 <input type="checkbox"/> 不動産全部事項証明(3ヶ月以内のもの) <input type="checkbox"/> 収入印紙1000円×物件数(抹消登記嘱託費用) 敷地権付き物件の場合は、敷地の数に関係なくプラス1000円 不動産が20筆を超える場合は印紙上限20000円	84円 × (債務者数)枚 574円 × 2組 ※仮差押で滞納処分がある場合は別途84円×処分庁の数
	<input type="checkbox"/> 債権仮差押	<input type="checkbox"/> 副本×(債務者数+第三債務者数)	
	<input type="checkbox"/> 執行官が保全執行 ・動産仮差押え ・占有移転禁止仮処分等	<input type="checkbox"/> 執行解放証明書、執行不能証明書、執行取消証明書のうち1通	84円 × (債務者数)枚
担保取消申立 <input type="checkbox"/> 申立書(担保ごとに1通) 副本、手数料(収入印紙)は不要			
	1 担保事由の消滅		
	<input type="checkbox"/> 本案勝訴の確定	<input type="checkbox"/> 判決正本及び写し、確定証明書(写し不可)	1,194円 × 被申立人数
	<input type="checkbox"/> 勝訴的和解成立	<input type="checkbox"/> 和解・調停調書正本及び写し	
	<input type="checkbox"/> 認 諾	<input type="checkbox"/> 認諾調書正本及び写し	
	2 担保取消に同意	<input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 被申立人の印鑑証明書(被申立人本人の場合) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人の場合) <input type="checkbox"/> 即時抗告権放棄書 <input type="checkbox"/> 和解・調停調書正本及び写し(同意条項がある場合)	<input type="checkbox"/> 即時抗告権放棄あり 84円 × 被申立人数 <input type="checkbox"/> 即時抗告権放棄なし 1,194円 × 被申立人数
	3 担保取消に同意みなし (権利行使催告)	<input type="checkbox"/> 保全事件の取下書(下記※印参照) <input type="checkbox"/> 権利行使催告申立書	1,194円 × 被申立人数 × 2
	<input type="checkbox"/> 本案訴訟未提起	<input type="checkbox"/> 本案未提起の旨を申立書に記載	
	<input type="checkbox"/> 本案訴訟提起	<input type="checkbox"/> 訴訟終了を示す文書 <input type="checkbox"/> 敗訴・一部敗訴の判決正本及び写し、並びに確定証明書 <input type="checkbox"/> 敗訴・一部敗訴の和解・調停調書正本及び写し <input type="checkbox"/> 訴えの取下げ証明書(訴状の写し添付)	
事案により必要になる書類			
	<input type="checkbox"/> 保全命令から5年以上経過している場合	<input type="checkbox"/> 保全命令正本及び供託書原本、並びにそれらの写し <input type="checkbox"/> 当事者の戸籍附票または住民票、法人の場合は資格証明書(すべて3ヶ月以内のもの) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人の場合) <input type="checkbox"/> 本人申立ての場合は印鑑証明書、代表者資格証明書	
	<input type="checkbox"/> 当事者の属性に変更がある場合(住所・氏名・所在地・名称 代表者住所・氏名)	<input type="checkbox"/> 法人の場合は資格証明書 <input type="checkbox"/> 自然人の場合は戸籍謄本又は住民票、戸籍附票等	
	<input type="checkbox"/> 当事者本人が保全事件申立書に使用した印鑑と異なる印鑑で担保取消の申立てをする場合	<input type="checkbox"/> 申立人の印鑑証明書	
	<input type="checkbox"/> 破産管財人が担保取消に同意する場合	<input type="checkbox"/> 破産管財人であることの証明書及び印鑑証明書 ※担保金額が100万円を超える場合は担保取消に同意すること及び抗告権を放棄することの破産裁判所の許可謄本	
供託原因消滅証明申請(または支払保証委託契約原因消滅証明申請)		<input type="checkbox"/> 申請書(印紙150円×供託物の数)	84円(来庁して受領の場合は不要)